

一般社団法人日本設備管理学会 西部支部規約

(総 則)

第1条 この規約は、一般社団法人日本設備管理学会（以下、本部という）定款第2条および支部規程に基づき、支部の運営に関して必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 支部は任意団体であるが、支部規程第4条に基づき、一般社団法人日本設備管理学会西部支部（以下、本支部という）と称する。

(支部の所在地)

第3条 本支部の所在地を支部長の所属する地域に置く。

(支部の構成員)

第4条 本支部の会員は、第5条に規定する地域に所属し、本部の定款第5条による名誉会員、正会員、準会員、賛助会員（以下、支部構成員という）をもって構成する。

(支部の地域)

第5条 本支部に属する地域は鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県および沖縄県とする。

2 その他の地域から、本支部に所属を希望する正会員は、本支部役員会の承認を得なければならない。

(事 業)

第6条 本支部は、本部の目的に沿って、支部に関わる次の事業を行う。

- 1) 研究会
- 2) 講演会
- 3) 工場見学会
- 4) 関係資料の提供
- 5) その他必要な事業

(支部役員)

第7条 本支部の支部役員の種類および定員は支部規程第6条による。

(支部役員の委嘱および選任)

第8条 支部役員の委嘱および選任は支部総会の議決にもとづき支部長が行う。

(支部長の職務)

第 9 条 支部長は支部を代表し、支部の業務を統括し、支部総会および支部役員会を召集して議長となる。

(副支部長の職務)

第 10 条 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。

(支部幹事の職務)

第 11 条 支部幹事は支部役員会の審議を経て、庶務、会計、事業計画、研究会、講演会、工場見学会など本支部の事業の達成に必要な業務を分掌する。

(支部監事の職務)

第 12 条 支部監事は支部の予算執行を監督し、決算報告を監査する。

(支部役員の任期)

第 13 条 支部役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠、または補充のため選出された支部役員の任期は、前項の規程にかかわらず、前任者の任期の残任期間とする。
- 3 支部役員は任期満了後であっても、後任者が決定するまでは、なおその任にあたるものとする。

(会 議)

第 14 条 会議は、支部規程第 7 条の規程による。

(支部総会の開催)

第 15 条 支部総会は、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する。

(支部総会の機能)

第 16 条 支部総会においては、次の事項を議決する。

- 1) 支部事業報告および収支決算
- 2) 支部事業計画および収支予算
- 3) 支部役員の選出

(支部役員会)

第 17 条 支部役員会は、支部役員をもって構成する。

(支部役員会の機能)

第 18 条 支部役員会は、随時開催して支部の業務を審議するほか、毎事業年度終了後 2 カ月以内に開催する支部役員会において、次の事項を審議する。

- 1) 支部事業報告および収支決算
- 2) 支部事業計画および収支予算

(報 告)

第 19 条 支部長は、支部規程第 10 条第 3 項に定める事項を本部社員総会に報告する。

(支部総会の議決方法)

第 20 条 支部総会は、構成員の過半数以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 支部総会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部総会の書面表決)

第 21 条 やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規程により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(支部役員会の議決方法)

第 22 条 支部役員会は、構成員の過半数以上が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 支部役員会の議事は、出席構成員の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(支部役員会の書面表決)

第 23 条 やむをえない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規程により表決権を行使する場合は、当該構成員は出席したものとみなす。

(支部経費)

第 24 条 支部規程第 8 条による。

(支部の事業年度)

第 25 条 本支部の事業年度は、本部の事業年度と同じとする。

(支部の事務局)

第 26 条 支部事務局に関して必要な事項は、支部役員会の審議を経て、支部長が決める。

(規約の改訂)

第 27 条 本支部規約に改訂の必要が生じたときは、支部役員会の審議を経て支部長が決め、支部構成員および本部社員総会に報告する。

付 則

1. 本規約は、支部設立の日から施行する。
2. 本支部設立初年度の事業計画および収支予算は、第 15 条の規程にかかわらず、支部設立総会において定められた当該期間の事業計画および収支予算によるものとする。
3. 本規約は、支部規程の変更に準じるため、支部総会に関する規程は 1991 年 12 月 3 日より施行する。
4. 本規約は、支部規程に準じるため、支部規程第 6 条の支部長に関する規程および規程の変更に関する規程は 1992 年 3 月 7 日より施行する。
5. 本規約は、支部規程に準じるため、2006 年 6 月 1 日より施行する。
6. 本規約は、支部規程に準じるため、2011 年 6 月 1 日より施行する。